

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年月六日二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和四十三年五月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「疾病・先天性」を「自然災害・疾病・先天性」に改める。

第六号様式中「戦傷」を「戦傷 戦災」に、「戦災」を「自然災害」に、「失明」を「視力障害」に、「角膜混濁」を「緑内障」に、「お問い合せする」を「問合せを行う」に改め、同様式の裏面（その二）を次のように改める。

裏面（その1）視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⌒	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⌒	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)
② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) ((× 3 +) / 4 = 度)

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

または
自動視野計

(1) 周辺視野の評価
両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)

左 ④ 点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 ((× 3 +) / 4 = 点)

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により届け出られている診断書及び意見書は、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定により届け出られた診断書及び意見書とみなす。